

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「無菌製剤処理加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220513-1119-1

（5月13日更新）

・内容に変更はございませんが、再編集しました。

本資料は、2022年4月28日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

施設基準に適合し、届け出た薬局において、下記注射薬について無菌製剤処理を行った場合に加算する

| 区分 | 6歳以上 | 6歳未満 |
|-----------|------|------|
| 中心静脈栄養法輸液 | 69点 | 137点 |
| 抗悪性腫瘍剤 | 79点 | 147点 |
| 麻薬 | 69点 | 137点 |

【2022/3/31疑義解釈その1】(要約)
在宅中心静脈栄養法加算との併算定可能

【2014/3/31疑義解釈その1】(要約)
施設基準に適合した施設で麻薬を無菌製剤処理した場合には麻薬加算(薬剤調製料)も併算定可能、さらに、必要な薬学管理等を行った場合には麻薬管理指導加算も併算定可能

【施設基準】

薬剤師

2名以上の保険薬剤師
(うち1名以上が常勤の保険薬剤師)がいること

2名以上



常勤薬剤師

設備

無菌室、クリーンベンチ、安全キャビネット等を備えていること(無菌調剤室の共同利用可)

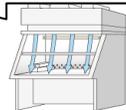
【2014/3/31疑義解釈その1】(要約)
クリーンベンチ、安全キャビネット等は薬機法上共同利用不可

自局の無菌室、
クリーンベンチ、
安全キャビネット等

または

他の薬局の
無菌調剤室

共同
利用



届出

厚生局へ施設基準に係る届出(様式88)
調剤所、専用の施設の平面図を添付すること

様式88



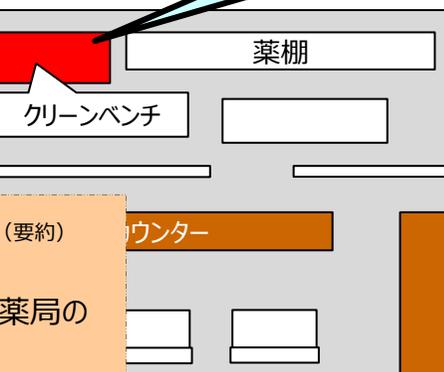
届出



厚生局

設置されている場合
その位置を明示

自局の施設、設備の
平面図を添付



【2014/3/31疑義解釈その1】(要約)
無菌調剤室共同利用の場合、
予め厚生局へ無菌調剤室提供薬局の
名称・所在地を届出

無菌製剤処理

無菌室、クリーンベンチ、安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、無菌的な製剤を行う

無菌室

無菌環境

薬局に設置された高度な無菌製剤処理を行うことができる作業室

無菌調剤室



クリーンベンチ等



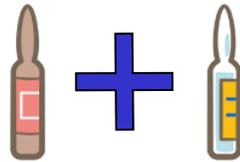
無菌化した器具



無菌的な製剤

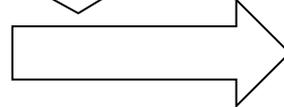
算定可能な場合

2以上の注射薬を無菌的に混合して中心静脈栄養法用輸液等を製剤した場合（麻薬の場合は希釈も含む）



2以上の注射薬

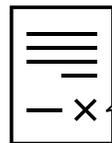
無菌的に混合



- ・中心静脈栄養法輸液
 - ・抗悪性腫瘍剤
 - ・麻薬
- を製剤

対象となる抗悪性腫瘍剤

細胞毒性を有するとして厚生労働大臣が指定した「医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等」



平成16年厚生労働省
告示第185号



PMDAサイトに一覧
が掲載されています

無菌調剤室共同利用時の留意事項

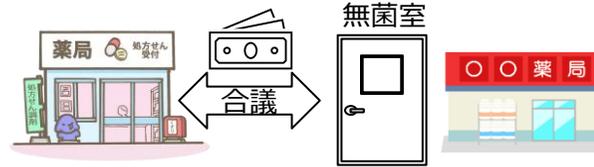
○「薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」を遵守し適正に実施

平成24年8月22日
薬食発0822第2号



- 契約書等を事前に取り交わす
 - 処方箋への記入、保管
 - 調剤録への記入
- 等

○費用は両者の合議

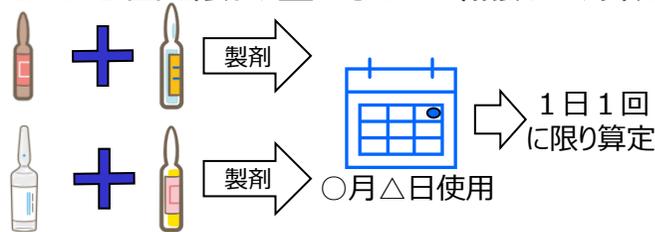


加算算定の制限

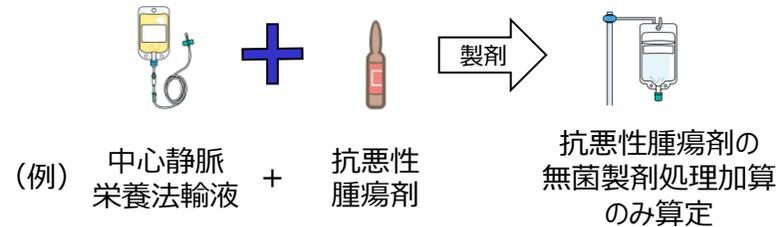
【2014/3/31疑義解釈その1】(要約)

麻薬と輸液や抗悪性腫瘍剤を組合せ、麻薬以外を主たるものとして算定した場合も麻薬加算は算定可

○同一日の使用のために製剤した場合、
1日につき1回に限り、主たるものの点数のみ算定



○組み合わせて1つの注射剤として製剤した場合、
1日につき1回に限り、主たるものの点数のみ算定



○無菌製剤処理を伴わない調剤であって、患者が施用時に混合するものについては算定不可

